

千葉県臨床調査個人票等電子化推進事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 知事は、県内医療機関が、千葉県臨床調査個人票等電子化推進事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づいて行う、臨床調査個人票等の電子化に対応するため必要な経費に対し、予算の範囲内において、千葉県補助金等交付規則（昭和32年千葉県規則第53号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、補助金を交付する。

(対象事業)

第2条 この要綱において、補助の対象となる事業は、実施要綱第3に規定する事業とする。

(対象者)

第3条 この要綱において、補助を受けることができる者は、実施要綱第3に規定する者とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助を受けようとする事業を行う者（法人その他の団体にあっては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。））が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、当該事業は、補助の対象とならない。

- 一 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- 二 次のいずれかに該当する行為（口又はハに該当する行為であって、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）
 - イ 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知りて、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為
 - ロ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為
 - ハ 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあっては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為
- 三 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(交付額の算定)

第4条 この補助金の交付額は、次により算定された額を県の予算の範囲内において交付する。

一 別表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額を比較して少ない方の額を選定するものとする。

二 前号により選定された額に、別表の第4欄に定める補助率を乗じて得た額を交付するものとする。ただし、算出された額に、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(申請手続)

第5条 この補助金の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ指定する期日までに千葉県臨床調査個人票等電子化推進事業補助金交付申請書（別記第1号様式）を知事に提出するものとする。

(交付の決定)

第6条 知事は、申請者から前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適當と認めたときは、次条に規定する事項を条件に交付決定するものとし、その決定の内容を申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第7条 この補助金の交付の条件は、次のとおりとする。

一 補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分の変更（知事の定める軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けること。

二 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。

三 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。

四 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産等（以下「財産」という。）については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「令」という。）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」（平成20年7月11日厚生労働省告示第384号）に規定する期間を経過するまで、知事の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し又は廃棄してはならない。

五 知事の承認を受けて、財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させことがある。

六 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図ること。

七 この補助金と補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした帳簿を作成し、

関係証拠書類とともに、これを事業完了後5年間保管すること。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日又は令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管すること。

八 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）が確定した場合（仕入れ控除額が0円の場合を含む。）には、速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（別記第2号様式）を知事に報告すること。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一部、一社又は一所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部、本社又は本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部、本社又は本所等の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。この場合において、当該仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

（申請の取下げ）

第8条 申請者は、この補助金の交付決定の内容又は条件に異議があるとき、この補助金の交付決定を受けた日から14日以内に申請の取下げをすることができる。

（承認の申請）

第9条 第7条第1号及び第2号の規定により承認を受けようとするときは、その理由及び内容を記載した千葉県臨床調査個人票等電子化推進事業変更（中止・廃止）承認申請書（別記第3号様式）を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（廃止したときを含む。）又は交付決定に係る県の会計年度が終了したときは、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに千葉県臨床調査個人票等電子化推進事業実績報告書（別記第4号様式）を知事に提出するものとする。

（交付の請求）

第11条 補助事業者は、補助金の交付の請求をしようとするときは、千葉県臨床調査個人票等電子化推進事業補助金交付請求書（別記第5号様式）を知事に提出しなければな

らない。

(その他)

第12条 特別の事情によりこの要綱に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。

附 則

この要綱は令和4年1月1日から適用する。

この要綱は令和7年1月1日から適用する。

別表（第4条）

1 基準額	2 対象経費	3 補助基本額	4 補助率
指定医の勤務する医療機関が 行う臨床調査個人票等の電子 化に必要なシステム環境整備 (1 医療機関当たり) 100,000円	臨床調査個人票等 の電子化に必要な 需用費、役務費、 委託料、備品購入 費及び負担金	左記基準額と、対象 経費欄に定める対象 経費の実支出額から 寄付金その他の収入 額を控除した額を比 較して少ない方の額	2分の1